

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 4 年 2 月 28 日付けでした重度心身障害者手当受給資格消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 本件診断書は請求人の生活実態を把握していない者からの聞き取りと、請求人が一時的に偶然安定した状態での診察を根拠としており、本件診断書には事実誤認に基づく瑕疵がある。
- (2) 令和 4 年 4 月 16 日に、請求人のかかりつけ医が、日常的に請求人を介護している母から、障害状況の確認及び日常生活を聞き取った特別障害者手当認定診断書においては、「生活上すべてについて介助が必要であり、かつ抵抗も強いため介助はきわめて困難である。」「常に嚴重な注意を必要とする」との診断を受けており、請求人は本件要領（後記第 6・1・(2)）に定める「常に精神的な緊張を伴う」「常時複雑な介護」を要する状態である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年7月21日	諮問
令和5年10月12日	審議（第82回第3部会）
令和5年11月13日	審議（第83回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 条例及び規則（支給要件と認定手続）

ア 東京都重度心身障害者手当条例（以下「条例」という。）は、「心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者」に対し、重度手当を支給することを目的とする（条例1条）、重度手当の支給には、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとしている（条例2条1項）。

そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けなければならない（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例5条1項並びに東京都重度心身障害者手当条例施行規則（以下「規則」という。）7条）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査し、認定するものである（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うこととなる。

イ 処分庁は、必要があると認めるときは、重度手当の受給者が、現に、条例別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて判定を受けさせることができる（条例5条2項）。

ウ 条例別表1号の対象者は、「重度の知的障害であつて、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」とされている。

(2) 本件要領

ア 重度心身障害者

重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生

局長決定。以下「本件要領」という。) 第2・3・(1)によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」、すなわち、「一般に重度心身障害者といわれている者(身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者)とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいふべき者であり、障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう。」とされている。そして、その典型的な障害としては、「知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性麻痺者等である。」とされている。

イ 常時複雑な介護

本件要領第2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作(食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作)の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

ウ 条例別表1号の該当者

本件要領第2・3・(3)によれば、条例別表1号の該当者は、重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者で、次の(ア)又は(イ)のいずれかの状態にある者とされている。

(ア) 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態

(イ) 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態

なお、「知的障害」とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障害をいうとされ、「重度の知的障害」とは、標準化された知能検査による知能指数が概ね35以下、又はそれに相当すると判断される程度の者をいうとされている。

エ 条例別表2号の該当者

本件要領第2・3・(4)によれば、条例別表2号の該当者は、

重度の知的障害であって、次の(ア)から(ク)までに掲げる身体障害のいずれかに該当する者をいうとされている。

- (ア) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (イ) 両耳の聴力がそれぞれ90デシベル以上のもの
- (ウ) 両上肢の機能の著しい障害を有するもの
- (エ) 一上肢の機能を全廃したもの
- (オ) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (カ) 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの
- (キ) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- (ク) 前各号に掲げる程度以上の身体障害を有するもの

オ 条例別表3号の該当者

本件要領第2・3・(5)によれば、条例別表3号の該当者は、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難であり、その障害があるために、ほとんど寝たきりと同様の状態であって、身辺処理に関し、全面的に介護者の介助を受けているもので、次の(ア)及び(イ)の状態にある者をいうとされている。

(ア) 「両上肢及び両下肢の機能が失われ」とは、四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態である。

(イ) 「座っていることが困難」とは、体幹の筋力、平衡機能などに回復困難な重度の障害があり、物や人の介助がなければ座位を保っていることができない者をいう。

(3) 本件通知

「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）1によれば、本件要領第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障害」について、具体的には、次のアからウに掲げるものをいうとされている。

ア 問題行動

- ・ 激しい自傷、他害、器物破損など
- ・ 著しい不潔行為（便こね、放尿等）
- ・ 異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動

- ・激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）
- ・日常生活に支障をきたす程のこだわり
- ・睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り

イ 精神症状

- ・躁鬱の波が激しい
- ・分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下
- ・強迫行動のため日常生活に支障をきたす

ウ 難治性のてんかん

(4) 本件要領・本件通知の位置付け

本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針である。

2 本件処分についての検討

本件診断書によれば、請求人の知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる」（別紙2・1）とされているから、請求人に重度の知的障害が認められることを前提として、請求人が、条例別表各号に定める程度の重度の障害を有するか否か検討する。

(1) 条例別表1号該当性について

請求人の精神症状について、本件診断書においては「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有すると認められない」との診断がなされているが（別紙2・2）、この点について、具体的には、本件要領第2・3・(3)・ア又はイに該当するかについて、以下検討する。

ア 本件要領第2・3・(3)・ア該当性について

本件診断書の「知的障害及び精神症状についての所見」（別紙2・4）には、「排泄はふき取り不十分で支援を要しており、入浴も母の介助下でないと不能」と記載されているが、「食事は1人で可」と記載されていることから、請求人が、「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」（本件要領第2・3・(3)・ア）にあるとまで認めることはできない。

イ 本件要領第2・3・(3)・イ該当性について

行動面の障害状況については、「前回見られていた目突き行為は消失。前回診察時も診察拒否あり感情調節・コミュニケーション障害を認めていたが今回は消失し診察に応じられるようになってきている。」、「通所先に時に行きしぶりはみられているが強い固執・拒否行為はなく概ね穏やかに過ごせており通所先でのトラブルはない状態。」、「その他自傷、器物破損、危険

な飛び出し行為なく常時複雑な配慮要する程度の著しい精神症状は認めない。」と診断され、てんかん発作については、「月1～2回夜間のみで日中はなく、重積発作なく経過しており悪化認めていない。」と診断され、睡眠障害については、「夜間睡眠も浅く中途覚醒はあるが危険につながらず睡眠薬内服もしていない状態である。」と診断されていることから、請求人が、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」（本件要領第2・3・(3)・イ）に至っているとまで認めることはできない。

したがって、請求人が「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」（条例別表1号）とは認められないとした本件医師の診断（別紙2・2）に、格別不合理な点は認められない。

(2) 条例別表2号該当性について

条例別表2号の対象者については本件要領第2・3・(4)に定められており、請求人の身体障害の状況が本件要領第2・3・(4)・アからクまでに該当するか、以下検討する。

本件診断書の「身体症状について」（別紙2・3）において、「両上肢機能が失われていると認められない」、「両下肢機能が失われていると認められない」、「座位困難と認められない」と診断されており、当該診断の根拠となる所見として「知的障害及び精神症状についての所見」（同・4）では「前回同様に麻痺なく実用手。独歩安定座位も可の状態。」との診断がなされている。

そうすると、請求人の身体障害の状況は本件要領第2・3・(4)・ウからカまでに該当するとは認められない。また、その他の身体障害についての診断はなされていないことから、同・ア、イ、キ及びクに該当するとも認められない。

したがって、請求人が条例別表2号に該当するとは認められない。

(3) 条例別表3号該当性について

条例別表3号の対象者については本件要領第2・3・(5)に定められており、請求人の身体障害の状況が本件要領第2・3・(5)・ア及びイの状態に該当するか、以下検討する。

本件診断書の「身体症状について」（別紙2・3）において、「両上肢機能が失われていると認められない」、「両下肢機能が失われていると認められない」、「座位困難と認められない」と診断されており、当該診断の根拠となる所見として「知的障害及

び精神症状についての所見」(同・4)では「前回同様に麻痺なく実用手。独歩安定座位も可の状態。」との診断がなされている。

そうすると、請求人の身体障害の状況は本件要領第2・3・(5)ア及びイの状態に該当するとは認められない。

したがって、請求人が条例別表3号に該当するとは認められない。

- (4) 以上のことから、請求人が条例別表各号に定める程度の重度の障害を有するものとは認められないから、請求人は重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当である。本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3(1) 請求人は、第3のとおり、①事理弁識能力が不十分で請求人の生活実態を把握していない〇〇への聞き取り、及び②請求人が一時的に偶然精神的に安定した状態で受けた診察に基づき作成された本件診断書の記載内容に基づきなされた本件処分には、処分庁による事実の誤認があるから、本件処分は違法・不当であるとして、その取消しを求めている。

しかし、重度手当の受給資格に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであるところ、本件診断書に記載されている本件医師の診断に格別不合理な点は認められない(上記2)。

また、現況判定当日の〇〇の様子や発言内容に疑義を生じさせるようなものがあり、必要な聞き取りが行えなかったとまでいうことはできず、請求人の当日の様子等を踏まえて、所長が行った判定に不合理な点があるとは認められない。

- (2) 請求人は、特別障害者手当認定診断書において、本件要領に定める「常に精神的な緊張を伴う」「常時複雑な介護」を要する状態にあるため、本件要領の定める重度心身障害者に該当し、重度手当の受給資格があるとして、本件処分の取消しを求めている。

しかし、重度手当の受給資格に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものである。重度手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当とは異なる制度であるから、重度手当の受給資格に係る判定を特別障害者手当認定診断書に基づいて行うことはできない。

- (3) 以上のことから、請求人の主張は採用することができない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1及び別紙2(略)